広報 てらどまり

昭和46年7月15日発行　No. 51

新潟県三島郡寺泊町
寺泊町役場発行
総務課：編集
全世帯もれなく配布

＜交通安全標語＞

カツとする心の動きが事故のもと
無理するな遠くに見いても車は早い
いつもなれた通りでも
正しく歩いて正しく横断

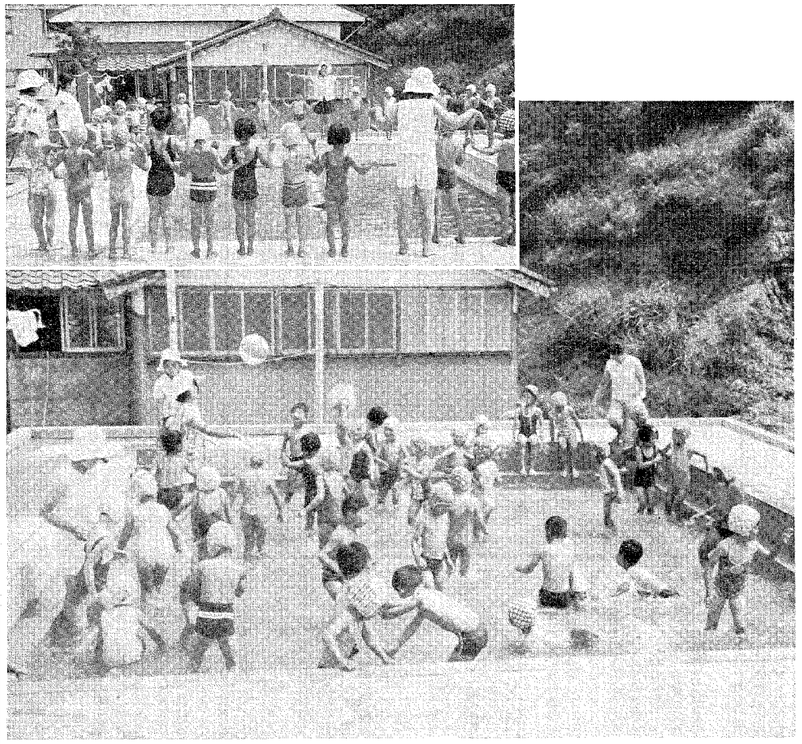

ちびっこちゃん おゝよろこび

町の福祉施策の一環として竹森保育所のプールが立派に完成しました。

今年の夏は、このプールで子供達が元気よく泳ぐことでしよう。

先生「さあ―、よく準備体操をしましようね」

ちびっこ「はあ―い」と元気な声で……

七月十日初泳ぎを楽しみました。

寺泊町海浜公園配置図

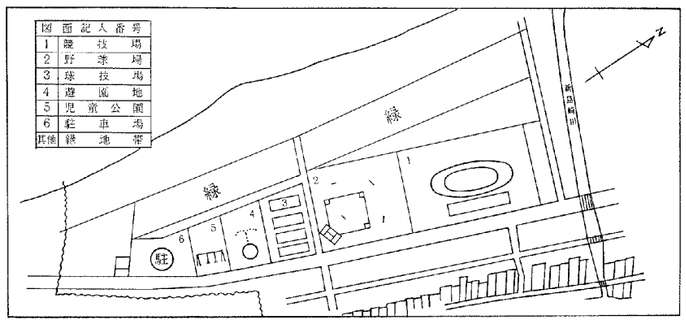

図	面積	記号	人番
1	競	技	場
2	野	球	場
3	球	技	場
4	遊	園	地
5	児	童	公園
6	駐	車	場
其他	緑	地	帯

"海浜公園の完成急ぐ"

数年来懸案の国有海岸地の利用について大蔵省新潟財務部と協議いたしておりました海浜公園として総面積六六七五〇平方米で、これが完成すれば球技場、野球場、二〇〇米コースの競技場、さらに緑地帯や一般遊園地も造り、全町民が利用する憩いの場、そして友好親善の場とし、特に青少年の健全なスポーツ場となるよう整備を進めることにしました。

計画によりますと、寺泊町が法律の適要等について仲々一致せず、町はあくまで地域要望実現の公共広場としての利用を希つてきましたが、ようやく今般国有財産法による運動公園としてみとめられることになり、六月定例町議会でこれを議決されましたので、別記のような計画で早急にこれを整備することといたしました。

"堂々の市中行進"

七月十一日早朝より全町の団員が海浜公園に集合する。来賓多数臨席のもと阿部副団長指揮により、四ケ中隊（五百四十名）に編成される。

寺中生徒のプラバンド隊、鼓笛隊、本営に南向、東西二間半、庫裡は南向、寺務所、東西七間、五尺、南北十一間、反別二畝二十六歩

ぞくぞくと見物に集る。

引きつづき公園前より役場の検閲台に向い、寺小生の鼓笛隊を先頭に分列行進にはいり、威風堂々と大町、上田久しぶりの消防団の威容に参観者でうづまる。まさに当日の圧巻でありました。

県政懇談会開かれる

「県政発展のための長期構想」が広く県民に理解され、地域の今後の発展に寄与することをねらいとして、県では七月十九日午後〇時三十分より午後五時まで、三条市三条信用金庫講堂において直県知事を始め県関係者と地域住民との意見交換が行なわれます。寺泊町からも町長を始めとして企画担当課長、議会代表そして住民代表に片町中村興樹さんと、下桐辻藤富寿雄さんが選らばれ、意見を交換することになりました。みなさまも是非おでかけください。

若がえった おじいちゃん・おばあちゃん

老人ホームへ……理容の出張サービス開始

――町理容組合の善意で――

組合立老人ホームでは年々増加する入所希望者に対処するため、一昨年来施設の増改築をすすめていましたが、昨年暮れ完工、収容定員がこれまでの百十二名から百五十名に増加する一方、給食設備等も見違えるように近代化されました。

入所者数も増加の一途をたどり、現在百四十五名のお年寄りが恵まれた環境の中で静かな余生を送っております。

施設の整備にあわせて入所者の生活をより快適なものにするため、種々の努力がなされており、その中の一つとして、町理容組合による理容の出張サービスが七月から始められました。

今まで入所者の理容は、腕に覚えのあるお年寄が引き受けていたのですが、昨年の増改築工事で立派な理容室が出来上ったのを機に、町の理容組合へ相談した結果、特別低額の料金でホームへ出張してくれることになり、今回の実施となったものであります。

早速中古ではありますが、理容用の机子やスチームを寄贈する床やさんもあり、お年寄りも、本職の床やさんから散髪してもらい、身だしなみも一層良くなり、「ほんとにサッパリしました。」と大喜びで、床やさんも、どちらかといえば恵まれない お年寄のため、大いに腕をふるってサービスすると張切っています。

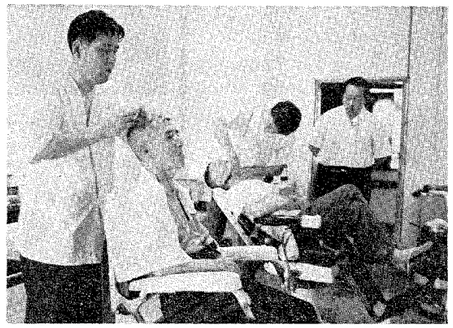

サービスにけんめいの理容師さん

私のなまえは糖尿病

毎月食事療法の会に出席しています

日本人の糖尿病患者は、二〇〇万人以上といわれています。数が正確でないのは、自分が糖尿病であることを知らない潜在性患者がたくさんいるからです。糖尿病は、昔は、中年以上の病気と思われていたが、最近では三〇才前後の患者が急増し、赤ちゃんや、小、中、高校生の患者さえ珍しくなくなっています。

いづれにしても日本人の五〇人に一人がかかるとすれば もはや〝国民病〟の一つで軽視はできません。

町でも成人病検診の結果、尿に糖がでる者が四十四年度一一二名、四十五年度五〇名でした。合計一六二名中精密検査（糖の負荷試験）を受けた、八十三名の結果、糖尿病と診断された人は三十一名でした。約三割近い成績です。それ以外にも受療中の方がかなりいるようです。

糖尿病は、一度かかると一生つづくそうですが、しかし食事を選択し適度の運動をする事で、軽症のものに大変改善されます。決して不治の病だからといって、悲観することはありません。近眼の人がメガネを使用して正常人同様にくらせるのと同じで、正しい食事をとり、適正な治療方法を維持できれば、全く健康な人と変りない生活ができます。

町では昨年よりさきの八十三名の方を対象に食事療法の会を開き、広く知識を知ってもらい、自分の病気を自覚し、なおそうという心構えを持つよう毎月指導会を開きました。

まず各自の食事選択の必要量（カロリー）を医師から診断してもらい、更に毎月栄養士による食事表の分析をしてもらつて、翌月の会の参考表にしてもらう。時には脱落した人もあるが、毎月かかさず熱心に集り自分の為にと喜んでいる人もおられます。先月より出席簿を作り各自の胸に名札をつけ、それぞれのカロリー区分による班毎に分れ、自分達の体験や苦労話をし合つて、より一層の効果をあげています。今年も糖尿病の精密検査が八月末頃実施されます。

該当者は必ず受検し、正しい判定をしてもらいましよう

ハカリをみつめての調理

"美しいあなたの愛の献血でお互いに助けあいましよう"

私達の身辺には常に交通事故や病気が待ちかまえています。

日本赤十字社は全国に血液センターを設置し献血事業を積極的に進め、一人でも多くの方々の協力を願い献血によるきれいな血液で一本でも多く確保し、一人でも多くの人を助けようと日夜努力しております。

◎ではどんな人が献血できるか

満十六才以上、満六十才未満の健康な方なら男女を問わず、どなたも献血できます。体重男子四五㎏、女子四〇㎏以上の方。

なお実際に採血する場合には採血前に医師が健康診断をし無理な採血は行ないません。

◎私達の血液の量と採血量

普通成年者の場合、体重の1/12～1/13程度といわれています。体重五〇㎏の方なら四千CC位です。この中から二百CC採血するとすれば全血液の1/20ですから健康には全く影響ないということがおわかりかと存じます。

◎採血してすぐ働いてもしつかえないか？

献血後暫く安静を考えるCC程度の採血であれば採血直後にすぐ普通の作業を行なつてもさしつかえありません。もちろん入浴はさしつかえありません。なお新潟県では輸血用の保存血液が不足し毎月他府県の赤十字から移入をしてまかなつている状態であります。

備えあればうれいなし一景民の一人一人が自分の健康で体調のよい時一年に一回は献血して置くことが必要です。献血をするときには医師の健康診断も受けられますし、血液型ABO式RH式共無料で検査をいたします。ひとつの生命があなたの美しい愛の献血で救われるのです。献血は人のためだけでなく、あなたのため家族の為でもあることをご認識下さいまして一層のご協力をお願いします。

税務署職員募集

昭和四十六年度国家公務員採用初級（税務）試験が次により実施されます。

税務職員を希望される方はご応募ください。

一、受験資格
昭和二十六年四月二日から二十九年四月一日までに生れた男子

二、申込受付期間と申込先
昭和四十六年七月十日から七月三十日までに人事院関東事務局へ

三、試験
第一次試験～昭和四十六年十月三日（日）教養試験、適正試験、作文試験
第二次試験～昭和四十六年十月下旬から十一月上旬までの間、口述試験、身体検査

合格者発表
昭和四十六年十一月下旬から十二月上旬までの間

◎参考
・受験申込用紙は人事院関東事務局、税務署にあります。

くわしい事は長岡税務署におたづね下さい。

――長岡税務署――

所得税第一期分の納税は

七月三十一日まで

七月は所得税第一期分の納税の月です。納税額は六月中旬に税務署から通知されていますから、この金額を七月一日から七月三十一日までの間に納めていただくことになります。

納期限に遅れますと、延滞税がかかります。期限内に必ず納めるようにしてください。

なお、納税の際には、預金口座から自動的に支払われる振替納税制度を利用されると手数がかからず便利です。

振替納税制度を利用する場合の手続については、税務署か金融機関の窓口でご相談ください。

自衛官の募集

〝より明るく、より豊かな未来を育てよう。若い力に期待しよう〟

待遇　初任給二五、一〇〇円
衣食住、医料無料
賞与年三回その他各種手当及び退職金が支給されます

身分は特別職国家公務員

受験資格　十八才以上
志願手続　受付常時（女子は四―五月、八―九月の二回）

試験科目　筆記試験
国語、数学、社会、理科、口述試験、身体検査

合格発表　試験後約一ケ月

入隊　毎月下旬

詳しいことに役場相談室へお問合せください。

TEL　寺泊一番

歴史散歩（その一）

良寛と密蔵院

荒川功

良寛和尚を京都として、寺泊良寛会が主催となつて、ゆかりの地、照明寺密蔵院境内には元禄八年（西暦一六九五）修理して住持したが、爾来相続不明である。

良寛和尚が密蔵院に仮住せられたのは

享和二年壬戌（西暦一八〇二）年四十五才
文政十年丁亥夏（西暦一八二七）年七十才
文政十二年己丑（西暦一八二九）年七十二才

その当時の密蔵院は天保十二（西暦一八四一）七月十三日照明寺出火の際、類焼しその後百十七年間は再建ならずに過ぎたが、先師佐伯大私僧正は大正八年（西暦一九一九）密蔵院再建計画を立て、県下一円に亘り浄財勧募し、金銀銅の寄進は、聖観音像を鋳造して本尊とし、観音堂上側左手に六間と七間の本堂を建立して若い青年求道者の修行道場の音工の運びに至つたところ不幸大正十年（西暦一九二一）二月十七日観音堂の大火に遭遇し、この計画に断念の已むなきに至つた。

現住職、亀山弘義師は昭和十八年法統を継ぐや、秘に密蔵院再建を念願した。丁度戦中経済界の混沌期に悩まされ臥薪嘗胆、十数年の歳月を閲しながら万難を排して、良寛和尚の遺跡顕彰を…………との大志を抱き、東奔西走、広く浄財を天下に求むること幾星霜、ここに多年の念願であつた、密蔵院の堂宇は遂に昭和三十三年（西暦一九五五八）五月十二日復元された。

院内には、良寛和尚の朝夕拝まれた弥陀三尊仏が安置されている。

良寛和尚の末寺である。中興照明寺先住、仙融の弟子、霊徹は元禄八年（西暦一六九五）修理して住持したが、爾来相続不明である。

良寛和尚が密蔵院に仮住せられたのは

享和二年壬戌（西暦一八〇二）年四十五才
文政十年丁亥夏（西暦一八二七）年七十才
文政十二年己丑（西暦一八二九）年七十二才

その当時の密蔵院は天保十二（西暦一八四一）七月十三日照明寺出火の際、類焼しその後百十七年間は再建ならずに過ぎたが、先師佐伯大私僧正は大正八年（西暦一九一九）密蔵院再建計画を立て、県下一円に亘り浄財勧募し、金銀銅の寄進は、聖観音像を鋳造して本尊とし、観音堂上側左手に六間と七間の本堂を建立して若い青年求道者の修行道場の音工の運びに至つたところ不幸大正十年（西暦一九二一）二月十七日観音堂の大火に遭遇し、この計画に断念の已むなきに至つた。

現住職、亀山弘義師は昭和十八年法統を継ぐや、秘に密蔵院再建を念願した。丁度戦中経済界の混沌期に悩まされ臥薪嘗胆、十数年の歳月を閲しながら万難を排して、良寛和尚の遺跡顕彰を…………との大志を抱き、東奔西走、広く浄財を天下に求むること幾星霜、ここに多年の念願であつた、密蔵院の堂宇は遂に昭和三十三年（西暦一九五五八）五月十二日復元された。

院内には、良寛和尚の朝夕拝まれた弥陀三尊仏が安置されている。

◇―六月定例町議会より―◇

補正額四千五百七十四万円

道路舗装改良は三千五百万円余

改選後はじめての定例町議会は六月二十一日より二十四日までの会期四日間で当局が提案した議案十八件、請願三件の審議が行なわれました。

二十一日の本会議は宮田新議長により議事が進められ全議案上程、町長の提案理由の説明、各課長の補足説明があり質疑、さらに請願等の紹介議員の説明があり、二十二日は一般質問で十名の議員から道路、教育、福祉、観光、総合開発、農政等々の質問があり、それに対する町長の答弁、続いて常任委員会審議にはいり現地視察等、慎重審議がなされ二十四日本会議で請願一件が継続審議となった他は全議案が承認および同意、可決又は採択となりました。

議　件　内　容

・議案第一号、第二号は水道会計の施設用土地の購入について一般会計に計上、水道会計に繰入れたものであります

・議案第三号、第六号、第七号、第八号はいづれも県内町村で組織する一部事務組合等加入団体の数の増減による変更であります。

・議案第四号、第五号、所得控除の引上げおよび特別徴収の特例等ならびに現行二十円の入湯税が四十円に引上げる等の本法改正にともなう改正でありました。

以上は公布の期日等の関係で地方自治法百七十九条一項三項にもとづき専決処分ならびに承認を求めたものであります。

・議案第九号は一般会計に四千五百七十四万円の補正であり、主たるものは海浜公園整備費に百万円追加、夏戸保育所建設費補助五十万円、さらに勤労者福祉対策や労働金庫に五十万円の預託、又機織附近に百万円で公衆便所を建設する。

土木費では三千五百四十七万円で既決予算とあわせて全町の主要路線の舗装等が大巾に促進させるものであります

さらに教育費に二百八十万円余、老人ホーム前の土地約千坪程二百万円余で購入するもの等であります。又これらの財源は地方交付税（三千二百二十四万円）を主に町税（五百十万円）国、県の補助金等を充当しました。

・議案第十号は診療所特別会計で九十七万円の補正で往診用乗用車を購入他であります

・議案第十一号は本山小学校屋内運動場の改築について当初予算で議決済でありましたが入札も終り仮契約をしたので（寺泊産業K・K）自治法の規定により本契約の議決を求めるものであります。

・議案第十二号は母子保健センター条例の改正であり、指定の件は、県道に移管された海岸道路と北浜線に四本の連絡道（市員五・五米）を建設するものであります。

・議案第十四号、第十五号、第十六号は県内市町村で組織する一部事務組合である。人事々務組合、旧市町村職員退職手当組合の加入団体の数の増減による規約改正であります。

・議案第十七号は現委員、納谷孫太郎氏の任期満了にともなう選任同意の件であり、納谷氏を最適任者として選任を求められ、満場一致で再任同意となりました。

◎提案議件

議案第一号　専決処分承認の件昭和四十五年度寺泊町一般会計補正予算について。
〃　第二号　専決処分承認の件昭和四十五年度寺泊町水道事業会計補正予算について。
〃　第三号　専決処分承認の件新潟県交通災害共済組合の規約変更について。
〃　第四号　専決処分承認の件寺泊町入湯税条例の一部を改正する条例について。
〃　第五号　専決処分承認の件寺泊町入湯税条例の一部を改正する条例について。
〃　第六号　専決処分承認の件長岡地区伝染病院組合の規約変更について。
〃　第七号　専決処分承認の件新潟県消防団員等公務災害補償組合規約の変更について。
〃　第八号　専決処分承認の件新潟県交通災害共済組合規約の変更について。
〃　第九号　昭和四十六年度寺泊町一般会計補正予算について。
〃　第十号　昭和四十六年度寺泊町国民健康保険診療所特別会計補正予算について。
〃　第十一号　本山小学校屋内運動場改築工事の請負契約について。
〃　第十二号　寺泊町母子健康センター条例の一部改正について。
〃　第十三号　町道路線の認定について。
〃　第十四号　新潟県町村人事々務組合の規約変更について。
〃　第十五号　新潟県町村職員退職手当組合の規約変更について。
〃　第十六号　新潟県旧市町村職員恩給組合資産管理組合の規約変更について。
〃　第十七号　固定資産評価審査委員会委員の選任について。
〃　第十八号　寺泊町海浜公園整備計画について。

◎議会提案

議会第一号　組合議員の選任について。

◎請願

請願第一号　五分一地内道路舗装および護岸工事の件。
〃　第三号　白岩地内の海岸道路接続小路の補修工事の件。
〃　第四号　夏戸学区の中学校生徒スクールバス購入の件。

◎請願

・請願第二号、第三号はいづれも道路舗装、改良工事であり、当面の道路状況や運営についての全町的な通学問題等の点も配慮され、なお研究を要することになりました。

以上の議件について四日間にわたり慎重審議されたさらに各常任委員会毎に所管議件等について現地視察および調査もされ、当局提案については全案をそれぞれ承認ならびに同意、および可決とされました。又議会提案については選任同意。請願については第四号は継続審議、第二号第三号は採択とされました。

◎両泊新路建設特別委員会が新構成は次のとおりであります。

委員長　足立茂久
副委員長　柳下市二
委員　三浦佐太夫
〃　和田一雄
〃　石井俊雄
〃　宮田佐一郎
〃　浦栄一

・議案第十八号は教年奏懇案であり、町から歳に至る地先国有地の利用であります、大蔵省財務部と幾多の接渉を重ね海岸線内方は一般弘下げ、海側約二万坪を海浜公園として年次計画で緑地帯、児童公園、一般遊園地、球技場、野球場、競技場等の総合庭設を設置することで国有財産法により無償貸付を受ける計画であります。

◎議会提案

・議会第一号は三島清掃センター組合の組合会議員の選出であり全員陰議の結果、宮田議員、早川議員、笠原議員の三名が選任されました。

拠出による国民年金の支給が始まりました

昭和三十六年から拠出による年金制度が発促して以来今年で十一年目を迎えました。

拠出年金の支給は六十五才から支給するのが原則ですが、希望によって今年六十才に達した人で、年金の支給を受けたい人は繰上支給ができます。

繰上支給というのは、本来六十五才で支給される年金額が年間六万円ですが、六十才で支給される額は六万円の五八%の三万四千八百円が支給されることです。

このように年金に応じて次の表のとおりです。

ですと六万円の六五%、六十二才からですと七二%、六十三才で八〇%、六十五才で一〇〇%となるわけです。又繰下支給の方法もあります、表を参照して下さい。今年六十才になった人で拠出年金の掛金をされていた場合、私は早く年金を受けたいと思う人は役場住民課年金係におたづね下さい。

10年々金支給額表

	支給希望年令	率	年額(5万円の場合)
繰り上げ	60歳～61歳未満	58%	34,800円
	61歳～62歳未満	65	39,000
	62歳～63歳未満	72	43,200
	63歳～64歳未満	80	48,000
	64歳～65歳未満	89	53,400
	65歳	100	60,000
繰り下げ	65歳～67歳未満	112	67,200
	67歳～68歳未満	126	75,600
	68歳～69歳未満	143	85,800
	69歳～70歳未満	164	98,400
	70歳	188	112,800

上記の表により受給した場合その年令で請求した金額を一生受けることになります。

家庭で造れる自家用果実酒の改正について

家庭でつくってもさしつかえない酒は、これまで梅、みかん、いちごなど十三種類を原料とするものに限られていましたが、五月三十一日から、ぶどうとやまぶどうを除いてほぼ何を使用してもよいことになりました。自然の風味を活用した趣味のリキュールづくりをお楽しみください。

なお、自家用に限るもので、次のことに注意して下さい。

一、原料は、果実に限らず草の実、野菜などいろいろなものが考えられますが、米麦、あわなどを使用してアルコール発酵させるものは認められません。

二、グルタミン酸ソーダ、色素、香料などを入れることはできません。

〝ママ・パパ 税金を忘れないで〟

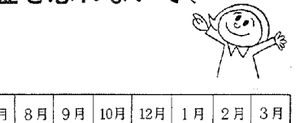

税の納期表

税目＼納期	4月	6月	7月	8月	9月	10月	12月	1月	2月	3月
固定資産税	①		②				③		④	
町・県民税		①		②		③		④		
保険税	①	②		③		④	⑤		⑥	
軽自動車税	全期	随時分(月割で課税されるもの・納付書に指定された日)								

―不明の点は税務課におたづねください―

―海水浴場開き―
遠浅できれいな海
てらどまり海水浴場

さあ、今年も夏がやって来ました。あつい太陽、青い海、そして涼しさを求めて寺泊の海水浴場へ……浜茶やもすつかり準備が終った六月十九日、中央海水浴場で、今年も本の事故がないようにそして繁盛するようにと関係者一同が祈願して海水浴場開きを終った。

また若人十人が元気よく初泳を楽しんだ。

さあ今年も泳ぎましょう。そして事故もなくしましょう

緑がいっぱいの白岩の里に 40人が入所

この日を待つて

白岩の砂丘地に広大な敷地、立派な建物、これが「県コロニーにいがた白岩の里」であります。

初年度工事も終り、六月二十八日第一次の入所式がありました。

今日の入所式には県下全域から四十人が父兄に付き添われて入所しました。

「・みんな元気で病気をしないようにして下さい。

・みんな仲よくして下さい。

・みんなきまりを守りましょう。みんなしっかりがんばってください。」

と県の民生部長の矢野さんは力強く、あたたかい言葉をかけておられました。

式のあと管理とう、等施設を見学して食堂に入り、「なぎさ」一ゆうなぎ」など四組に分かれ、担当保母さんを紹介されて付き添えのお父さんお母さんにほっとさせておられました。

コロニーでは八月十二日の開所式までに初年度入所予定者百人を段階的に収容、五年後の完成までに五百人が収容されて、入所された人達には三ヶ月間の多発する夏を迎えました。これについて与板警察署では「夏季防犯活動強化月間」として、七月十日から九月十日までの二ヶ月間を防犯活動重点期間として特に、行楽地における犯罪防止を徹底して実施しようと万全を期しております。

中でも未成年者の飲酒、喫煙、夜遊び、不良交遊不健全風紀等またバイク、自動車の暴走などによる交通事故防止性犯罪等これらを徹底して防止しようとするものです。

また各高等学校が一斉に夏休みに入り生徒は解放感にひたり、無統導な行動を起こしやすく、また数人まとまって集団心理が重なつての集団的犯罪など、最近新聞に報導され明るみに出た新潟市内の高校生が喫煙、飲酒、不良交遊等により数十名が補導され、中には有職少年数名が書類送検され、燕市の中学生数名が馬券を買って競馬に夢中になっているとか。これらはやはり非行化に走りやすい環境を作った周囲にも責任があることですが、何よりもまず家庭内からの抜本的な処置が必要ではないでしょうか。

青少年の非行化を防止するには青様全員が連絡しあって非行化に走りやすい環境を作らないようにして下さい。

―与板警察署―

夏の防犯活動にご協力を!!

いよいよ一年中で一番犯罪やすく、また数人まとまって集団心理が重なつての集団的犯罪など、最近新聞に報導され明るみに出た新潟市内の高校生が喫煙、飲酒、不良交遊等により数十名が補導され、中には有職少年数名が書類送検され、燕市の中学生数名が馬券を買って競馬に夢中になっているとか。これらはやはり非行化に走りやすい環境を作った周囲にも責任があることですが、何よりもまず家庭内からの抜本的な処置が必要ではないでしょうか。

青少年の非行化を防止するには青様全員が連絡しあって非行化に走りやすい環境を作らないようにして下さい。

―与板警察署―

保母さんの紹介

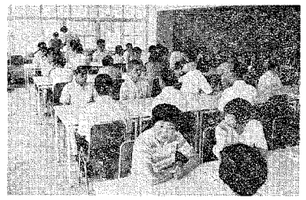

①大正五年一月一日以前に生れた者。
②離農する一年前に
ア、五十アール以上の経営主。
イ、三十アール未満で年間七百時間以上の労働を投下する経営をしていた者。
ウ、厚生年金等被用者年金に加入していない者（ただし、加入後一年未満の者はかまわない）
以上、つまり、三十五万円を給付される人は、農業者年金に当然、任意を問わず加入資格をもちながら、年令要件だけで加入することができなかった人を対象にしたものです。

六、どういう手続きをするか

①離農給付金をもらえる人は、今年（四十六年）の一月一日以降に最後の農地を処分をして離農した者に限られます。

②離農しようとする約一年前に農業委員会に申し出て「離農計画書」を提出してください。（今年中に離農する人はその必要はありません）

③離農（経営移譲）が終ったら、三ヶ月以内に「離農給付金支給申請書」を農業委員会に提出してください。

④農業者年金基金では、支給申請書および農業委員会の確認、意見書等を参酌して審査し、適格者には、農協を通して離農給付金が支給されます。

◎くわしくは、農業委員会、農業協同組合でおききください。

離農給付金制度について
あなたも離農給付金が受けられます

一、あなたも離農給付金を受けられるのでは?

ことしの一月一日から、農業者年金の業務が本格的にはじまり、農業者年金では、年金業務のほか、離農した人に離農給付金を支給する業務も行なつています。

二、離農給付金とは

離農給付金は、年金に加入していない五十五才以上の老令経営主や加入資格のない零細経営主等が、その経営農地を後継者以外のものに一定要件にしたがつて経営移譲して離農したとき、その経営主に対して三十五万円または十五万円が支給されます。

三、どういう人が支給申請ができるか

①二十才以上の個人

②三十アール以上の自作地について五年以上耕作を続けてきた経営主

四、どういう経営移譲をしなければならないか

①農業移譲の相手が後継者でないこと。

②離農しようとする一ヶ年前に自分名義の自作地が三十アール以上のこと。

③この場合、自留地として十アールを残すことはかまいませんが、自留地を除いたあとの自作地はすべて所有権を譲渡しなければなりません。（小作に出してはいけません。）

④小作地も地主に返すか、第三者に権利を移さなければなりません。

⑤農地の処分の相手方は、後継者はもちろん申請者と同一世帯にあたる者にはなりません。後継者や世帯員を除いた農業者で農用目的の移転でなくてはなりません。

五、三十五万円をもらえる人は

次の要件のすべてをそなえていなければなりません。要件の一つでも欠けた人は十五万円となります。

郵便料金
七月一日から一部変ります

七月一日から郵便料金が一部改正されます。改正になる郵便物、料金は別表のとおりであります。

改正料金表

書留	現金	5,000円まで 5,000円をこえる5,000円までごとに	100円 30円増
	物品	5,000円まで 5,000円をこえる5,000円までごとに	100円 2円増
簡易書留			50円
速達	郵便物	200gまで 200gをこえ1kgまで 1kgをこえ4kgまで	70円 100円 220円
	小包郵便物	2kgまで 2kgをこえ4kgまで	100円 150円
第三種郵便物	週3回以上発行の新聞 官報・公報	50gまで 50gをこえるものは50gごとに	6円 1円増
	月3回以上発行の新聞	50gまで 50gをこえるものは50gごとに	5円 2円増
	その他	50gまで 50gをこえるものは50gごとに	12円 4円増
第四種郵便物	通信教育 農産物種苗 食糧標本 学術刊行物	100gごとに 〃 〃	6円 15円 15円

（注）昭和47年1月31日までのうちは、農産物種苗・食糧標本および学術刊行物を内容とする第4種郵便物で重量50g以内のものの料金は14円。

銃刀法の改正

銃砲刀剣類所持等取締法が今年五月から改正になりました。今猟銃、空気銃を持ちの方、又これから所持の許可を受けようとする方は次の点に注意してください。

◎ライフル銃の所持の許可基準の厳格化

(1)ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者

(2)害業に対する被害を防止するための獣類の捕獲

(3)継続して十年以上猟銃の所持の許可を受けている者

(4)ライフル射撃競技の選手もしくは強補者

以上の人でなければライフル銃の所持の許可をしてはならないとされました。

◎猟銃、空気銃の適正保管

猟銃、空気銃の所持者に、銃砲を堅固な保管設備に施錠して保管しなければならなくなったので、押入れやタンスの中などに保管はできなくなりました。

◎模造けん銃の所持携帯が禁止となり、何人も所持することはできません。

―与板警察署―

水道シリーズ ・その二・
真夏の節水にご協力を

キレイな水で、ステキな夏を すごしてもらおうと、皆さんのご協力をうけてすでに本管全線のせんじょう（泥吐き）作業を終りました。新らしくつくられた近代的な横流沈澱池、能率も倍以上に強力になった取水、送水ポンプ群大きく拡張された配水池等強化された機能を大いに活用してキレイな水の給水に全力投球の手だてもそろえていますが、なんせ水は天からもらい水、一雨降れば濁ります。そうかと思うと日照りが一週間もつづくと、大河津のコウ門がガッチリしまつて水源はカラカラに干上つてしまう。なんとか水源の確保に工夫しております。各戸において真夏の水使用は節水第一でご協力ください。

◎ロー水発見にご協力を

毎日約二八〇〇㎥位の水を浄水場送水しています。約三〇%八〇〇㎥位の水が長い配水管や給水管からもれているように記録されます。真夏の水不足対策に頃もいたい水道にとつて手いたいものです。ロー水個所の発見につとめておりますが、各戸でロー水を発見されましたらすぐ役場水道課へ連絡ください。

◎水道料はキチンと期日に

独立採算で運営されています各戸から毎月納入される料金を主体にして、工事のため関から借入れた金の元利償還や運営の経費にあてるわけですが、とてもおいつかないので一般会計から繰入れをうけていキをしている状態です。水道会計の特殊性をご理解の上料金は通知された日までにキチンと完納ください。

◎メーター器は大じに

不良メーター器、見にくいメーター器の取替工事も継続的に実施しておりますが、メーター器は条例により各戸に供給管を委託することになりますので、検針に支障のないよう管理について格段のご協力をお願いします。家屋の改装道路の取付などで盛土コンクリート等の工事をするさいに水不足対策に頃もいたい水道にとつて手いたいものです。ロー水管や給水管は各戸オーナー失中管理機器も備えた機能の内部向うにヂンとひかえた大型発電器

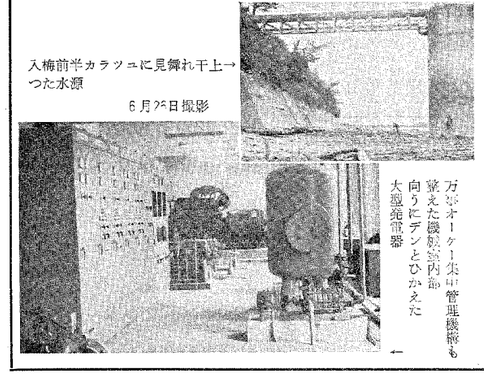

入梅前半カラッユに見舞れ干上つた水源

6月26日撮影